

令和7年度第1回島根県子ども・子育て支援推進会議
しまねっ子すくすくプランの変更案に対するご意見等集約結果

資料4

NO	区分	ご意見等の内容	回答又は対応の内容
1	意見	「こども」と「子ども」の表記について ・法令や名詞でない説明の中で。「子ども」の表記が見られますが、「こども」と改める必要はないでしょうか。	しまねっ子すくすくプランでは、こども基本法の表記に合わせて、原則として「こども」を使用していますが、法令等や国の通知、他計画や事業等で別の表記をされている場合は、その表記に従っている場合があります。 ※「子ども」を使用している例：しまねの架け橋期の教育ガイド
2	意見	(5) 乳児等通園支援事業に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の <u>利用終了後の受け入れ枠の確保に努める</u> ほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への <u>円滑な移行を支援する</u> 。 の下線部分について、国の本制度の説明概要にこのような内容を見受けなかったのですが、島根県が独自にこのように進めるということでしょうか。	本記載は、子ども・子育て支援法第62条第2項第4号及び基本的な指針別表第5の事項5に関する事項を記載しています。国の基本的な指針の趣旨を踏まえた記載としています。 こども誰でも通園制度が満3歳未満を対象としていることから制度終了後の認定こども園、幼稚園、保育所への円滑な移行について記載しています。
3	意見	国は事業者に対し 「定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させていく可能性が広がったりする」と記載しており、定員を満たしていない園にとっては運営面からも有効的な面もある一方で、定員を満たしている、あるいは保育士不足の施設にとっては事業へ手が挙がりにくくなるように思いますが、いかがでしょうか。	定員を満たしている保育所等では、既存の定員枠とは別に、こども誰でも通園制度の利用枠や専用室を設ける必要があること、保育士不足の施設では、新たな保育士の配置ができないことから、こうした施設では事業実施のハードルは上がるという面があるかと思います。この点については、事業者において、実施するメリットと課題を総合的に考慮し、実施判断をされるものと考えています。
4	意見	当該施策の実施に当たっては、短時間受け入れでありながら保育の質が求められることから、保育現場における受け入れ態勢の強化及びそれを可能にする事業運営体制、職員待遇改善、専門的研修の実施が必要ではないでしょうか。保育現場は、人口減少対策にかかる事業主体としてどんどん負担が大きくなっているように思います。 現行の保育士確保策は、島根県社会福祉協議会の事業推進と相まって、長年取り組んできた内容であると理解していますが、目に見えた成果が上がっているとは言い難いように思います。大学等の授業料等の負担軽減する支援新制度によって若者の県外流出が一層進んでいることもあり、新たな視点による県独自の施策などがあればと思います。 個人的には、保育士の待遇改善は必須ですが、保育事業所運営体制強化のための事務専任職員の配置などの政策が必要ではないかと思います。	制度の開始に伴い実施事業所においては、保育の質を確保するための負担があるかと思います。県として、キャリアアップ研修を実施し、保育の質の向上を図ります。 人材確保の取組について、令和7年度から新たに「しまね保育士魅力向上・発信事業」を実施しています。 本事業は、小中高生に保育士の仕事を体験してもらう機会を設け、保育士を目指してもらうための機運醸成を目的としています。 また、保育士修学資金（家賃）貸付事業において、令和7年度から対象地域を拡充をしています。 県としては、保育現場や、指定保育士養成施設、市町村の状況を伺いながら、引き続き保育士確保に取り組んでいきます。 また、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減を図り、離職防止につなげるための保育補助者、保育支援者の雇上げ費の一部を補助するなどの支援を行っています。
5	質問	すくすくプランの第5章 「3 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等」に (5) を設けることですが、違和感があります。これでは、資料1の変更概要の (1) については認定こども園のみの対応となっており他の福祉施設等は（認定こども園も含む）人材確保と資質向上の部分のみ適宜「乳児等通園支援事業」と事業名のみを付け加えるようになっています。	ご指摘のとおり、こども誰でも通園制度は、認定こども園だけが対象ではなく、保育所等での実施もありますので、「3 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等」の中での記載ではなく、乳児等通園支援事業の一体的提供と体制確保に関する項目を別に立てて記載することとします。
6	質問	「一人一人」と「一人ひとり」の表記について ・資料2 P106とP119には「一人ひとり」と表記され、P124の表には「一人一人」と表記されますが、統一する必要はないでしょうか？	「島根創生計画」や「しまねの架け橋期の教育ガイド」の表記である「一人ひとり」に修正します。

NO	区分	ご意見等の内容	回答又は対応の内容
7	質問	<p>(5) 乳児等通園支援事業に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <p>地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、<u>乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携</u>及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。</p> <p>とありますが、支援事業者と教育・保育施設とは別のように、乳児等通園支援事業者とは、どこを示しているのでしょうか。教育・保育施設は園所という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「乳児等通園支援事業者」は、市町村の認可を得て乳児等通園支援事業を行うもので、事業者の認可基準は、国が定める内閣府令に基づき各市町村が条例で策定されますが、主な場所としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所などが想定されます。</p> <p>「教育・保育施設」は、認定こども園、幼稚園、保育所です。</p>
8	質問	<p>「第5章 5 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援」の部分に関して、乳児等通園支援施設事業を加えるという変更案ですが、そうなると今まで以上に保育士等の人材確保が必要となるのではないかと思われます。</p> <p>近年、どの業界でも人材不足であると言われます。そのような現状の中で保育士等の確保も容易ではない現状があります。</p> <p>そこで以下の質問があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「③人材確保の取組」として記載がある取組で十分でしょうか。 ・離職への対策として、もっと福利厚生面や待遇面の向上に踏み込んだ取組をしていくことは難しいのでしょうか。 	<p>人材確保の取組について、令和7年度から新たに「しまね保育士魅力向上・発信事業」を実施しています。</p> <p>本事業は、小中高生に保育士の仕事を体験してもらう機会を設け、保育士を目指してもらうための機運醸成を目的としています。</p> <p>また、保育士修学資金（家賃）貸付事業において、令和7年度から対象地域を拡充をしています。</p> <p>県としては、保育現場や、指定保育士養成施設、市町村の状況を伺いながら、引き続き保育士確保に取り組んでいきます。</p> <p>福利厚生面や待遇面の向上については、現在「保育士等の働きやすい職場づくりセミナー」を実施し、保育所の好事例を紹介するなどし、労務環境の改善等を促しているところです。</p> <p>また、間接的になりますが、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減を図り、離職防止につなげるための保育補助者、保育支援者の雇上げ費の一部を補助するなどを行っています。</p> <p>福利厚生や待遇は、法人の経営に関わることであり、県としては直接的な関与が難しい中で引き続き上記の取組を行い支援していきます。</p>
9	質問	<p>子育て支援員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員の募集要件について →子育て支援に関心ある方で、研修を受けることが必要？ 子育て支援員の所属は、市町村・子どもNPO等か？ 子育て支援員は、有償/無償ボランティア？ 子育て支援員の活動内容は？子育て支援センター・公民館乳幼児サロン等 	<p>子育て支援員は、子育て支援事業等に従事するにあたって必要となる知識や技能等を習得していただくことを目的とした研修研修を修了し、全国で通用する「子育て支援員」として認定された方です。</p> <p>島根県では、基本研修のほか、地域保育コースなどの4コースを実施しています。対象者等はお手数ですが、下記をご確認ください。 https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/kosodate/seido/shimane_kosodatesienin.html</p> <p>なお、こども誰でも通園制度のうち一般型では、人員配置基準の2分の1以上は保育士、保育士以外の従事者は研修を修了した者とされています。そのため、島根県では新たに子育て支援員研修（こども誰でも通園コース〔仮称〕）を設ける予定としています。</p>
10	質問	本制度のねらいは、少子・人口減少社会という社会背景にあって、子ども一人ひとりの発達可能性を拡大し、かつ社会的協調性を醸成すると同時に、保育者への子育て支援強化及び労働力確保のための社会的保育体制の強化という理解でよいでしょうか。	こども誰でも通園制度は、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方はライフスタイルに関わらない形での支援を強化すること」を目的としています。